

00606

50300

鳥取縣公報

告 示

る。

昭和二十四年一月十一日
第千九百七十五号 火曜日

本書ノ大キヲハ固定標記ノ内5

◆鳥取縣告示第八号

昭和二十二年閏令、内務省令第一号第八條の規定により
西伯郡五千石村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該
当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定す
る。

昭和二十四年一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年一月十一日から
昭和二十四年一月十六日まで

◆鳥取縣告示第九号

昭和二十二年閏令、内務省令第一号第八條の規定により
日野郡八郷村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該當
する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定す

昭和二十四年一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年一月十一日から
昭和二十四年一月十六日まで

◆鳥取縣告示第十号

第三、四半期における世帯向け並びに世帯以外向け木炭
の購入割当証明書を発給したもののは住所及び氏名並びに
割当数量を次のように公表する。

昭和二十四年一月十一日
一、卸売業者
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00607

發給番号 登錄番号 住 所 氏 名 劍 当 數量

13 14 15 16 17 18 19 20 同 東品治町一九ノ五

米子市角盤町四丁目六

同 三五

島取縣燃料卸賣商業協同組合連合会

島取縣薪炭卸賣株式會社

星光商事株式會社米子事務所

一一、一七五

二一、小亮店鋪

發給番号 登錄番号

市郡 町村 大字 番地 氏名

同

割當數量

390 一一一八 八頭 八上 鬼田 一八六〇一七 八上村農業協同組合長 島越政憲

二七一、〇六〇

391 一一一三 同 池田 岩屋堂 一二二一 同 同

九、〇〇〇

392 一一一四 同 大 塚新 一八八一 同 同

八、八五〇

393 一一一五 同 同 五二一 同 同

九、〇三〇

394 一一一九 同 智頭 智頭 一六五六 中島千代子

一〇、七二五

395 一一一〇 同 山鄉 駒馬 一七四 森尾 二郎

八、四九〇

396 一一一一 氣高 明治 上原 二六七 大賀 正雄

八、八二〇

397 一一一二 同 瑞穂 下坂本 二六一 瑞穂村農業協同組合長 太田阿佐

九、四一〇

398 一一一三 同 藤谷 寺內 二三七〇二 勝谷村同 奏 源吉

八、六四〇

399 一一一四 同 齊谷 齊谷 三、五七九 谷川 博通

八、七九〇

400 一一一五 同 日置谷奥峰 一〇〇一 日置谷村農業協同組合長 尾崎長保

00608

401 一一三六 東伯 舎人 白石

六三七

福井善九郎

三一〇

402 一一三七 同 浦安 上伊勢

一三〇

浦安町農業協同組合長 近地利勝

八、八八〇

403 一一三八 同 八橋 八橋

五一七

西村のぶ子

九、〇六〇

404 一七一 西伯 彦名

二、八二三

彦名村農業協同組合長 高森勝義

四、一四〇

405 一七四 同 嵐津 大崎

一、一八五

崎津村同

四、八三〇

406 一七五 同 渡 渡

二、二二五

渡村同

五、六七〇

407 一七七 同 外江 外江

二、〇七一

外江町同

六、〇三〇

408 一八一 同 境 朝日町

五一

中田 友次

三、八五五

409 一八二 同 同 中町

一九

山田 マス

六六〇

410 一八三 同 同 相生町

五八

長谷川周太郎

七九五

411 一八四 同 同 末廣町

一〇三

里見 長利

七八〇

412 一八五 同 同 日の出町

一三

渡辺 重吉

四、五六〇

413 一八六 同 余子 竹内

三九三一

上道村農業協同組合長 松永誠一郎

八、三一〇

414 一九〇 同 中浜 小篠津

五六二

中浜村同

六、〇一五

415 一九一 同 和田

一、七二一

和田村同

二、六五五

416 一九二 同 大篠津

一、一五一

大篠津村同

三、三六〇

417 一九四 同 富益

七六一

富益村同

二、七一五

00609

發給番号 登錄番号 住 所 氏 名

13 14 15 16 17 18 19 20 同 東品治町一九ノ五

米子市角盤町四丁目六

同 三五

島取縣燃料卸賣商業協同組合連合会

島取縣薪炭卸賣株式會社

一一、一七五

二一、小亮店鋪

發給番号 登錄番号

市郡 町村 大字 番地 氏名

同

割當數量

390 一一一三 八頭 八上 鬼田 一八六〇一七 八上村農業協同組合長 島越政憲

二七一、〇六〇

391 一一一四 同 池田 岩屋堂 一二二一 同 同

九、〇〇〇

392 一一一五 同 大 塚新 一八八一 同 同

八、八五〇

393 一一一六 同 同 五二一 同 同

九、〇三〇

394 一一一七 同 智頭 智頭 一六五六 中島千代子

一〇、七二五

395 一一一八 同 山鄉 駒馬 一七四 森尾 二郎

八、四九〇

396 一一一九 同 同 二六七 大賀 正雄

八、八二〇

397 一一二〇 同 瑞穂 下坂本 二六一 瑞穂村農業協同組合長 太田阿佐

九、四一〇

398 一一二一 同 藤谷 寺內 二三七〇二 勝谷村同 奏 源吉

八、六四〇

399 一一二二 同 齊谷 齊谷 三、五七九 谷川 博通

八、七九〇

400 一一二三 同 日置谷奥峰 一〇〇一 日置谷村農業協同組合長 尾崎長保

一一、一七五

00609

80300

00610

11301

◇鳥取縣告示第十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月十一日

一、建築主の住所

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氏名 小川 勲

一、建築物の位置

米子市祇園町二丁目二番

一、建築物の用途

店舗併用住宅

一、建築物の構造

木造 檜葺 平家建 一棟

一、面積

建築面積 圖九、八平方米
突出する部分 圖四、一周

437	一三九	同 境 本町	一八	境 町同	佐々木武義	1110
438	一四〇	同 和田	一三、五〇八	黒見 幸榮	八、九一〇	
439	一四一	同 手間 天万	六三七ノ一	手間村農業協同組合長 吉村 恒	一三、一七〇	
440	一四二	同 春日 上新印	春日村同	奥山啓次	一五、七五〇	
441	一四三	同 巖 蝙屋	一八四ノ五	大山初太郎	一一、五八〇	

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出すること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も、前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

419 一九六 同 夜見 二、一八五 夜見村同 元椿 節 三、四五〇

420 一九七 同 成実 石井 三三三 成実村同 齊木光昌 二、〇二五

421 一九八 同 法勝寺鴨部 二、二七九 天津村同 景山 孟 二、二二〇

422 一九九 同 法勝寺鴨部 一、六二七 遠藤八重子 五、六七〇

423 一〇〇 同 尚徳 榎原 一四一七ノ一 尚徳村農業協同組合長 鶴見由三郎 四、一七〇

424 一〇一 同 五千石八幡 六九二ノ一 五千石村同 深田武雄 二、一〇〇

425 一〇一 同 蟬鄉 大坂 一、〇九二 蟬鄉村同 影山仙次 一、八〇〇

426 一〇三 同 大幡 押口 九三ノ三 大幡村同 加川雅光 四、四四〇

427 一〇四 同 縣 福万 一〇九二 縣村同 船木米治 二、六一〇

428 一〇五 同 大高 尾高 一〇八 大高村同 伊達重政 二、五二〇

429 一〇七 同 日吉津日吉津 三六七 日吉津村同 高口徳重 二、二八〇

430 一〇八 同 大和 陀佐 四八一 大和村同 一、九八〇

431 一一一 同 淀江 淀江 五三七ノ一 淀江町同 角 愛吉 一〇、七一〇

432 一一一 同 所子 国信 五四九ノ二 所子村同 金田守夫 六、七五〇

433 一一三 同 庄内 古御堂 一六九 河合 益彦 九〇〇

434 一一四 同 富長 九二五 後藤 寿治 五、三二五

435 一一五 同 御來屋 八六ノ一 逢坂村農業協同組合長 井上金重 三、二四〇

436 一二六 同 逢坂 下市 九九一 逢坂村農業協同組合長 井上金重 一四五

